

山口市地域おこし協力隊空き家改修事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市地域おこし協力隊の隊員(以下「隊員」という。)が入居する空き家に対し、成約物件を改修するための費用の一部を隊員へ支援することにより、本市における隊員の定住促進につなげることを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 任期終了の日の翌日から起算して3年以上の居住する見込みがあることを前提として、山口市の住民基本台帳に登録され、かつ、生活の本拠があることをいう。
- (2) 隊員 山口市地域おこし協力隊設置要綱に基づき、山口市地域おこし協力隊として任用されている者をいう。
- (3) 任期 隊員として雇用された者の任用期間をいう。
- (4) 空き家 山口市空き家・空き地バンク設置要綱第2条第1項第2号に規定する空き家をいう。
- (5) 成約物件 売買又は賃貸借に関する契約を締結した物件をいう。
- (6) 所有者等 山口市空き家・空き地バンク設置要綱第2条第1項第5号に規定する所有者等をいう。
- (7) 農山村エリア 仁保、小鯖、陶、鋳銭司、名田島、秋穂二島、秋穂、徳地、阿東地域をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 山口市地域おこし協力隊設置要綱に定める隊員として、1年以上活動した者
- (2) 隊員の任期終了の日から起算して1年以内の者
- (3) 空き家の所有者の3親等以内の親族でない者
- (4) 市税を滞納していない者
- (5) 補助の対象になる空き家改修に係る経費(以下「補助対象事業」という。)について、市で実施している他の補助等を受けていない者

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、補助対象者が次条に規定する施工業者に依頼して行う空き家改修工事とする。

2 前項の規定による補助対象事業は、次のいずれにも該当し、要する経費が10万円以上（消費税を除く。）のものとする。

- (1) 隊員の定住の目的で空き家を購入又は賃借し、当該空き家を改修すること。
- (2) 空き家の改修は、改修前に行う水質検査を除き、第8条に規定する交付決定後に行うこと。
- (3) 空き家の改修は、第8条の交付決定の日の属する年度の末日までに完了すること。

(施工業者)

第5条 空き家の改修は、市内に本店、支店等を置く法人又は市内に住所を有する個人事業者が行うものとする。

(補助対象経費及び補助金額)

第6条 補助対象経費及び補助金額は別表第1及び別表第2のとおりとし、予算の範囲内において交付する。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、山口市地域おこし協力隊空き家改修事業補助金交付申請書（様式第1号）に、必要な書類を添えて、工事等着手前に市長に提出しなければならない。

2 この補助金は、申請者に対して1回限り交付する。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があった場合においては、当該申請に係る内容を審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、山口市地域おこし協力隊空き家改修事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第9条 前条の規定による通知を受けた申請者は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ山口市地域おこし協力隊空き家改修事業補助金変更等承認申請書（様式第3号）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 補助金額に変更を生じない場合においても、補助事業の内容を著しく変更しようとするとき

(2) 補助金額の増額又は10分の2を超える減額をしようとするとき

(3) 補助事業を遅延及び中止又は廃止しようとするとき

2 市長は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る内容を審査のうえ、変更等の可否を決定し、山口市地域おこし協力隊空き家改修事業補助金変更等承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(完了報告等)

第10条 申請者は、補助事業が完了したときは、速やかに山口市地域おこし協力隊空き家改修事業完了報告書（様式第5号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(完了検査及び補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、提出書類の内容を審査し、必要と認めるときは実地検査を行うものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、実施された補助対象改修の内容を適当と認めるときは、補助金の額を確定し、山口市地域おこし協力隊空き家改修事業補助金額確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 前条の規定による通知を受けた申請者は、速やかに山口市地域おこし協力隊空き

家改修事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

（補助金の交付の取り消し）

第13条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) 虚偽の申請をしたとき
- (4) 市長の指導等に従わないとき
- (5) その他この要綱に違反したとき

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合、山口市地域おこし協力隊空き家改修事業補助金交付取消通知書（様式第8号）により、当該申請者に通知する。

3 第1項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該申請者に対し、期限を定めて、山口市地域おこし協力隊空き家改修事業補助金返還命令書（様式第9号）により返還を命ずることができる。

（財産の処分の承認）

第15条 申請者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 不動産及びその從物
 - (2) 取得価格又は効用の増加した額が1台につき50万円以上の機械及び器具（補助金の交付の目的を達成する上で特に必要がないと認められるものを除く。）
- 2 前項の規定にかかるわらず、申請者は、次に掲げる場合には、同項の承認を受けることを要しない。
- (1) 申請者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合
 - (2) 当該財産の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数をいう。）の期間（市長が別に期間を定めたときは、その期間）を経過した場合

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

| 補助対象経費 |
|---|
| 空き家の機能維持、機能向上のために行う次の工事にかかる経費 (概ね機能維持のための改修・工事) |
| ①屋根、外壁、軒天、雨樋の改修（塗装、コーティング等含む） ②床（畳含む）、内壁、天井材、建具（ドア、ふすま、障子等）の改修（張替、取替含む） ③ガラス、網戸、サッシ、雨戸の改修（取替、交換含む） ④浴室、ユニットバス、トイレ、洗面所の改修工事 ⑤給排水衛生設備の改修工事 ⑥スイッチ、コンセント、配線等の電気工事 ⑦井戸用ポンプ等の改修工事（新たにモーターを設置する場合を除く） ⑧耐震補強工事（シロアリ被害による機能回復等） |
| （概ね機能向上のための改修工事） |
| ⑨システムキッチンの設置（IHクッキングヒーター、ガスコンロ、オーブン、食器洗浄機について、キッチン組み込みのものに限り対象） ⑩ガス給湯器、電気温水器、ボイラー等の設置（エコキュート等の高効率給湯器を含む） ⑪太陽熱利用機器の設置（自然循環型太陽熱温水器、ソーラーシステム（太陽光発電を除く）） ⑫床、建具等のバリアフリー化、手すりの設置 ⑬間取り等の変更に伴う壁等の工事 ⑭サッシ、雨戸の設置 ⑮カウンター、棚の設置 ⑯火災報知機の設置 ⑰防犯カメラ等の防犯機能の付加又は強化のための設置 ⑱換気扇、換気空清機ロスナイの設置 ⑲床暖房設備、ペレットストーブの設置 ⑳玄関フード・サンルームの設置 ㉑バルコニーの設置 ㉒ウッドデッキ、パーゴラの設置（母屋に接するものに限る） |
| ※機器等の設置については、取付工事を伴うものを対象とする。 ※併用住居のうち、住宅部分に係る工事を対象とする。 ※上記工事に伴う水質検査料は対象とする。 |

別表第2（第6条関係）

| 成約物件の所在 | 補助率 | 補助金の上限額 |
|----------|-----|---------|
| 農山村エリア | 2／3 | 60万円 |
| 農山村エリア以外 | 1／2 | 60万円 |

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てた額とする。